

Ⅲ 母子・父子家庭の福祉

1 ひとり親家庭の相談をするには

1 ひとり親家庭支援員

県では、県内の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置しています。

ひとり親家庭支援員は、母子家庭や父子家庭及び寡婦の方が抱えるいろいろな問題や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付等に関して相談に応じ、相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。

※相談先は、次のとおりです。

配置場所	連絡先	配置場所	連絡先
仙南保健福祉事務所	(0224) 53-3132	東部保健福祉事務所	(0225) 95-1431
仙台保健福祉事務所	(022) 363-5507	東部保健福祉事務所	(0220) 22-6118
北部保健福祉事務所	(0229) 91-0712	登米地域事務所	
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所	(0228) 22-2118	気仙沼保健福祉事務所	(0226) 22-1356

2 電話相談

県では、平日には仕事や家事に追われ時間的余裕がないため、各種相談を受けることができないひとり親家庭や寡婦の方々のために、日曜日を相談日として、電話で相談に応じています。

- (1) 電話 (022) 295-0013 (宮城県母子・父子福祉センター内)
(2) 相談時間 午前9時 ~ 午後5時

3 特別相談

県では、ひとり親家庭や寡婦の方々が、養育費や離婚、慰謝料等の諸問題のうち専門的に解決を要すると思われる相談等について、弁護士に直接相談できるよう、宮城県母子・父子福祉センター及び県合同庁舎内において特別相談を実施しています。

[実施場所及び回数]

- ・宮城県母子・父子福祉センター 年12回
- ・県合同庁舎開催（登米、石巻、気仙沼） 各地区年4回

[問い合わせ先]

宮城県母子・父子福祉センター ☎(022) 295-0013 (休館日 火・土曜日)
県各保健福祉事務所 (巻末参照)

2 女性の悩み事を相談するには

1 女性相談センター

県では、女性相談センターにおいて、女性の抱えている悩みごとや困りごと、例えば、夫や恋人等の暴力で困っている、家庭や職場の人間関係で悩んでいる、どう暮らしていくか分からないなどの相談に応じ、解決に向けて助言・指導を行っています。

相談は来所、電話いずれでも結構です。相談内容によっては、他の専門機関の紹介も行います。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
☎(022)256-0965

来所相談は予約制になっていますので、まずは上記までお電話ください。

また、県各保健福祉事務所（巻末参照）に女性相談員がいますので、お気軽に御相談ください。

2 みやぎ夜間・休日DVほっとライン

県では、夜間・休日におけるDV相談に対応するため、みやぎ夜間・休日DVほっとラインを開設し、配偶者やパートナー、恋人からの暴力に悩む方々の相談に対応しています。

受付時間 夜間：毎週木・土曜日 午後5時30分から午後9時まで
(ただし、祝日、年末年始を除く)
休日：毎週日曜日 午後1時から午後5時まで
(ただし、祝日、年末年始を除く)
☎(022)725-3660

3 母子生活支援施設に入所するには

母子生活支援施設は、さまざまな事情で子どもの養育が十分できない場合に母親と子ども（18歳未満）が一緒に入所できる施設です。単に居室を提供するだけでなく、母子支援員や少年指導員等が配置され、母親の自立を援助し、子どもが健やかに育つよう支援にあたります。

1 入所対象

配偶者のいない女子，又はこれに準じる事情にある女子で，その養育している児童（18歳未満）について，生活上のいろいろな問題を抱えているため十分な養育をしかねる方

2 援護内容

居室の提供，母子支援員や少年指導員による生活指導など

3 費用

収入に応じて入所に係る経費を一部負担することになります。

〔問い合わせ先〕

県各保健福祉事務所（巻末参照）・市区（社会）福祉事務所

4 ひとり親家庭（寡婦）の福祉のために利用できる施設は

県では、ひとり親家庭及び寡婦の方々のために、宮城県母子・父子福祉センターを設置しています。

この施設は、ひとり親家庭や寡婦の方々に対して、生活全般の各種相談に応じるとともに、自立促進のための生活指導や生業の指導などひとり親家庭等の福祉のための便宜を総合的に提供することを目的とした施設です。

また、その管理については、指定管理者である公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託し、ひとり親家庭及び寡婦の方々の活動の拠点として利用されています。

1 業務内容

- (1) ひとり親家庭等の一般相談（相談員が対応します）
- (2) 特別相談（仙台弁護士会の弁護士が対応します）
- (3) 電話相談（電話相談員が対応します）
- (4) 就業・自立支援センター（就業の相談や情報提供、講習会の実施等）
- (5) 各個人やグループによる利用の便宜の供与

2 所在地・電話番号

施設名：宮城県母子・父子福祉センター

所在地：仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3

☎(022)295-0013（休館日 火・土曜日）

5 就労や自立のための知識技術を身につけるには

県では、ひとり親家庭及び寡婦の就業と自立を促進するために、「就業・自立支援センター」を設置し、就業に関する相談や情報の提供、資格取得のための講習会等を行っています。

1 名称

宮城県母子家庭等就業・自立支援センター

2 所在地

仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3（宮城県母子・父子福祉センター内）

3 事業内容

(1) 就業相談（相談員が対応します）

(2) 就業支援講習会等の開催

イ 就職支援セミナー

ロ 就業支援講習会（予定）

・介護職員初任者研修

・パソコン「マイクロソフトワードスペシャリストレベル」

・パソコン「マイクロソフトエクセルスペシャリストレベル」

(3) 就業情報の提供

センターに登録後、適宜求人情報が提供されます。

4 実施機関

宮城県が公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施しています。

5 申し込み方法

はがき又はFAXでの申し込みとなります。

※ 講習会日程、申し込み方法については、県政だより等に掲載しますが、詳細は下記にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

宮城県母子家庭等就業・自立支援センター（宮城県母子・父子福祉センター内）

☎(022)295-0013（休館日 火・土曜日）

6 児童扶養手当を受けるには

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の向上を図るため、次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童（又は、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある方）を監護している父、母又は養育者に支給されるものです。

1 支給対象児童

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 婚姻によらないで生まれた児童かどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当を受けられない場合

次のいずれかに該当する場合には手当は支給されません。

- (1) 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき。
- (2) 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所などの通園施設を除く）に入所しているとき。
- (3) 対象児童が父又は母の事実上の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）に養育されているとき。

3 支給の制限

手当を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部は支給されません。

4 手当額（令和2年4月1日現在）

区 分	児童1人の場合（月額）	児童2人以上の場合
全部支給	43,160円	2人目 10,190円 加算 3人目以降 6,110円 加算
一部支給	43,150円 ~ 10,180円	2人目 10,180円~5,100円 加算 3人目以降 6,100円~3,060円 加算

5 支給期間

申請のあった月の翌月から18歳の年度末（政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳の誕生日の前日の属する月）まで支給されます。

6 支給月

5月，7月，9月，11月，1月，3月にその月の前月までの分が支給されます。
なお，毎年8月1日から8月31日までの間に市（区）町村の担当課に現況届を提出することが必要です。

7 児童扶養手当の一部支給停止措置について

受給資格者である母又は父に対する手当は，支給開始した月から5年又は手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき（ただし，認定請求した日に3歳未満の児童を監護する受給資格者については，児童が3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき）は，手当額の2分の1が減額になります。

ただし，受給資格者に障害がある場合又は就業している場合等で，必要な書類を期限までに提出することによって減額の適用が除外されます。

[問い合わせ・申請先] 市（区）役所・町村役場の福祉担当課

7 母子・父子家庭が医療費の助成を受けるには

1 助成対象

母子・父子家庭の児童（18歳の年度末まで）及び18歳の年度末までの児童を扶養する母、父又は父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象として助成されます。ただし生活保護を受けている世帯は除かれます。

2 助成を受けられない場合

助成を受けようとする人及び同居の扶養義務者等の所得が一定額以上であるときは、助成を受けることができません。

3 助成範囲

保険証を使って病院、診療所で診察を受けた場合等に窓口で支払う自己負担額から1レセプトあたり1,000円（入院の場合は2,000円）を控除した額が助成されます。

4 助成方法

市町村から交付される「母子・父子家庭医療費受給者証」と保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出します。

自己負担額を医療機関の窓口で支払い助成申請書を提出した後に、市町村から払い戻しされます。

[問い合わせ・申請先] 市（区）役所・町村役場

8 母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを受けるには

1 母子・父子福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立や生活安定の助長と扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子又は低利で資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- イ 県内に居住している配偶者のない方で20歳未満の児童を扶養している方
- ロ 母子・父子福祉団体

(2) 貸付種類

修学資金，就学支度資金，事業開始資金，生活資金等 計12種類

2 寡婦福祉資金貸付金

寡婦等の経済的自立や生活安定の助長と扶養している子どもの福祉増進を図るため、無利子又は低利で資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- イ 寡婦
- ロ 40歳以上の配偶者のない女子であって現に児童を扶養していない方

(2) 貸付種類

事業開始資金，事業継続資金，住宅資金，技能修得資金等 計12種類

3 共通事項

(1) 貸付利率

- イ 修学資金，修業資金，就職支度資金，就学支度資金の貸付は無利子
- ロ 上記以外の貸付は，連帯保証人を付す場合は無利子

連帯保証人を付さない場合は年利1.0%（※）

※平成28年3月31日以前の貸付申請分については，年利1.5%です。

(2) 連帯保証人（必要になる場合があります。）

県内又は隣県に居住し，一定の職を有する独立生計者1人又は2人

(3) 貸付申請窓口等

貸付を希望される方は，住所地管轄の保健福祉事務所（仙台市にお住まいの方は各区役所）へ御相談ください。申請窓口も同様です。

〔問い合わせ先〕 県各保健福祉事務所（巻末参照），仙台市各区役所

9 母子寡婦福祉会の活動内容と入会方法は

母子寡婦福祉会は母子家庭や寡婦の方など、同じ境遇の方々が集まり、支えあい励ましあいながら、さまざまな活動を通して母子家庭や寡婦の生活の向上を目指している自主的な団体です。

また、各市町村の母子寡婦福祉会等が連合して組織する団体として、宮城県には公益財団法人宮城県母子福祉連合会があり、各市町村の母子寡婦福祉会の指導・助言等を行うなど活発に活動しています。

1 主な活動

- (1) 母と子のレクリエーション
- (2) 宮城県母子寡婦福祉大会の開催
- (3) 県からの受託事業
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等）
 - ・電話相談事業

2 入会方法

各市町村の母子寡婦福祉会等へ直接申し込んでください。

〔問い合わせ先〕

公益財団法人宮城県母子福祉連合会

☎(022)295-0013（休館日 火・土曜日）

10 ひとり親家庭が通勤定期乗車券を購入する場合の割引制度とは

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方々の負担を軽減するため、JRの通勤定期乗車券の購入が割り引きになる「特定者用特別割引制度」があります。

<手続き>

1 手続窓口 市町村福祉関係課

2 対象者 児童扶養手当の支給を受けている世帯の方

3 申請方法

(1) 特定者資格証明書交付申請書に児童扶養手当証書及び本人の写真（縦4cm、横3cm）を添えて、市町村長に申請します。

特定者資格証明書は、特定定期乗車券購入及び使用の際に携帯しなければなりません。

(2) 特定者資格証明書の交付を受けた上で、特定定期乗車券購入の都度、市町村長から特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受け、これを定期乗車券発売窓口に出し購入します。

〔問い合わせ先〕 市（区）役所・町村役場の福祉担当課

1 1 ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を身につけるには

1 宮城県自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母が介護技術や医療事務等の対象講座を受講した場合に、その費用の一部を支給しています。

(1) 対象者

- 宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方
- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
 - ロ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
 - ハ 原則として、過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない

(2) 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（最寄りのハローワーク、又は厚生労働省ホームページで確認できます。受講前に対象講座の指定が必要です。）

(3) 支給額

受講費用の60%

（上限20万円※、60%の額が12,000円以下のときは対象外）

※専門実践教育訓練給付金の講座の場合：修学年数×20万円、上限80万円
一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金を受給した方は、当該教育訓練給付金との差額を支給

2 宮城県高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母が対象資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給しています。

(1) 対象者

- 宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を満たす方
- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
 - ロ 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
 - ハ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
 - ニ 原則として、過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない

(2) 対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師 等

(3) 支給期間及び支給額

イ 高等職業訓練促進給付金

修業する期間の全期間 [上限4年(4年課程以上が必要な資格の場合)]

(イ) 市町村民税非課税世帯 月額100,000円

(ロ) 同 課税世帯 月額70,500円

※修業期間の最後の12か月間は40,000円増額

ロ 修了支援給付金

養成機関の修了日以後に支給

(イ) 市町村民税非課税世帯 50,000円

(ロ) 同 課税世帯 25,000円

[問い合わせ先]

県各保健福祉事務所(巻末参照)・市区(社会)福祉事務所

3 宮城県高等職業訓練促進資金貸付事業

前記2の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親の方に、職業訓練・就職準備のための資金を貸し付けます。

(1) 対象者

入学準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した県内(仙台市を除く)に住民登録をしている方

就職準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した県内(仙台市を除く)に住民登録をしている方

※仙台市では、仙台市社会福祉協議会において事業実施されています。

(2) 貸付額

入学準備金 500,000円以内

就職準備金 200,000円以内

(3) 返還の免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、宮城県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事したときなど、一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還が免除されます。

[問い合わせ先]

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金担当

☎022-399-8844

4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の父母及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者等で実施する対象講座の受講費用の一部を支給しています。

(1) 対象者

宮城県内にお住まいのひとり親家庭の父母及びその児童（20歳未満）で、次の要件を満たす方

- イ 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある
- ロ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる
- ハ 大学入学資格を取得していない
- ニ 原則として、過去に当該合格支援事業の支給を受けていない

(2) 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で知事が適当と認めたもの（※受講前に対象講座の指定が必要です）

(3) 支給額

- イ 受講修了時給付金
受講費用の40%（上限10万円）
- ロ 合格時給付金
受講費用の20%（受講修了後2年以内に高卒認定試験に合格したとき、受講修了時給付金とあわせて上限15万円）

[問い合わせ先]

県各保健福祉事務所（巻末参照）・市区（社会）福祉事務所
※市によって、実施していない場合があります。